

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令について

1. 経緯

テロ対策等に係る水際取締りの強化と通関手続の迅速化を実現するための「関税定率法等の一部を改正する法律」が平成 17 年 3 月中に成立する見込みである（同年 4 月 1 日施行予定）。

同法の施行に伴い、税関手続申請システム（CuPES）を使用してオンラインで行うことができる手続を定めている「税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令」について所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

「税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」別表を以下のとおり改正する。（別表関係）

別表第 32 号中「税関」を「税関長」に改める。

別表第 45 号中「第 41 条の 2」を「第 41 条の 3」に改める。

別表第 113 号中「第 21 条の 6」を「第 21 条の 7」に改める。

（いずれも関税法等の該当規定の改正に伴う形式的な改正）